

長岡市公告第 7 3 号

簡易評価型プロポーザル方式による外国人材インターンシップマッチング支援事業 業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 3 0 日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、外国人材インターンシップマッチング支援事業業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え契約を締結するものです。

2 委託概要

- (1) 委 託 名 外国人材インターンシップマッチング支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（予定）
- (3) 目 的 人手不足が深刻化する中、市内では外国人材の活用を検討する企業が増加傾向にある。一方で、外国人材受け入れのためのノウハウがなく、受入環境整備が進んでいない企業も多く存在する。
本事業では、外国人材の活用に関心のある企業と就労を希望する外国人材の出会いの場を創出し、インターンシップを通じた相互理解を促進することで、市内企業の受け入れ環境整備を進めるとともに、市内外で日本語を学び、日本での就業に関心を持つ学生から働く場として市内企業を選んでもらうきっかけとすることを目的とする。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から2年を経過しない者

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 職業安定法第30条第1項に基づく有料職業紹介事業の許可又は同法第33条第1項に基づく無料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (7) 過去2年間に於ける、外国人材の雇用・就労等の相談支援及びマッチング支援業務の運営実績があること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年4月6日（月曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式1）を長岡市商工部人材・働き方政策課に提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）も併せて提出することとします。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和8年4月6日（月曜日）午後5時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができます。

質問に対しては、令和8年4月8日（水曜日）までに、質問回答書を長岡市ホームページに公表します。

6 提案書の提出について

提案書は、別に定める「外国人材インターンシップマッチング支援事業業務委託簡易評価型プロポーザル実施要領」を熟読のうえ作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年4月17日（金曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 7部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出先 長岡市商工部人材・働き方政策課
住所 〒940-0062
長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト6階
電話 0258-39-2228（直通）
FAX 0258-36-7385
Email koyou@city.nagaoka.lg.jp

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全てに該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が提案上限額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。